第５章
計画の推進

1 重点事業

基本目標Ⅰ　ジェンダー平等の意識づくり

重点　Ⅰ－１ 人権の尊重

人権の尊重は、男女共同参画を推進するうえで根底をなす基本理念です。性別や年齢、障がいの有無等を理由とした差別や虐待、ハラスメント等の人権侵害の解消を目指し、人権教育・啓発事業に取り組みます。

《主な取り組み》
・人権セミナーにおけるジェンダー平等に関する講座の開催
・人権啓発パンフレット等の作成・配布
・性の多様性に関する教職員等への研修の実施

重点　Ⅰ－２ ジェンダー平等教育の推進

ジェンダー平等については、地球上の誰一人として取り残さない社会の実現を目指すSDGｓの目標として「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」ことが掲げられています。ジェンダー平等が国際目標であることを念頭に、教育の場や地域におけるジェンダー平等教育の推進を図ります。

《主な取り組み》
・教育指導方法の充実による教職員等の理解向上
・ジェンダー平等に関する講座等の実施
・男女共同参画地域リーダーの育成

基本目標Ⅱ　配偶者等に対するあらゆる暴力のない社会づくり

重点　Ⅱ－２ ひとりで悩みを抱え込むことのない相談支援

DVは、生活困窮や児童虐待、介護、自殺等多岐にわたる生活上の困難と暴力被害が複合的に発生している場合が多いこと、また、相談しにくい問題で支援を求める声を上げづらいため潜在化しやすいことを踏まえ、制度や分野の枠を超えた相談支援体制の構築に取り組みます。

《主な取り組み》
・ＤＶ防止地域サポーターの養成
・包括的な支援体制の構築

基本目標Ⅲ　安心して暮らせる環境づくり

重点　Ⅲ－２ ともに支え合う地域社会づくり

「市民交流センターおあしす」が、市民交流の場であり、かつ男女共同参画の推進拠点であることを踏まえ、各種啓発事業等を行いながら、男女共同参画に関する情報を発信します。

また、災害時においては、平時における固定的な性別役割分担意識を反映して、女性や子ども等脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されていることから、平時から、多様な視点に配慮した減災対策に取り組みます。

《主な取り組み》
・「市民交流センターおあしす」の男女共同参画啓発事業の積極的な実施
・「市民交流センターおあしす」の男女共同参画コーナー等の充実
・女性減災リーダー等の育成
・多様性に配慮した避難所開設・運営マニュアルの策定支援

基本目標Ⅳ　誰もが活躍できる社会づくり

重点　Ⅳ－１ 政策・方針決定への女性の参画推進

女性の意見を地域社会に反映させていくためには、政策・方針決定過程の場における女性の参画を進めていく必要があります。地域で活躍する女性の発掘や、審議会等における積極的な女性の登用を促進します。

《主な取り組み》
・審議会等における女性委員登用の促進
・地域で活躍する女性の活躍紹介
・女性リーダーの育成
・埼玉県多様な働き方実践企業の認定制度の取得の促進

重点　Ⅳ－３ 市が先頭に立って推進する男女共同参画・女性活躍

多くの職員が働く市役所が、市民の先頭に立って男女共同参画を実践することが必要です。女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を着実に推進しながら、性別に関わらず誰もが活躍できる職場づくりに取り組みます。

《主な取り組み》
・女性キャリア研修の実施
・男性職員の育児参加の促進

2 計画の進行管理

本計画の取り組みの進行状況や達成度を把握・評価し、施策の推進における課題等を明らかにし、その後のより効果的な取り組みにつなげるため、数値目標を設定します。

（1）成果指標

	指標名・説明	令和２年度（2020年度）	▶	令和13年度（2031年度）
1	男女の平等意識 吉川市市民意識調査において、男女が平等に活動できていると「感じる」「どちらかと言えば感じる」と選択した割合。	69.6%	▶	80.0%
2	男女の役割分担について「理想」と「現実」で、最も多い選択肢の一致 吉川市男女共同参画基礎調査において、男女の役割分担の「理想」と「現実」について、最も多く選択された項目が一致。【13ページ図表３参照】	不一致	▶	一致
3	ＤＶ経験者の相談しなかった割合 吉川市男女共同参画基礎調査において、ＤＶ経験者が「相談したかったが、相談しなかった」と選択した割合。	10.1%	▶	5.0%
4	審議会等における女性委員の登用率 審議会等における女性委員の割合。	27.9%	▶	40.0%
5	女性委員が40%以上を占める審議会等の割合 審議会等において女性委員が40%以上を占める審議会の割合。	33.3%	▶	50.0%
6	管理監督職に占める女性職員の登用率 市職員のうち、管理監督職（係長級以上）に占める女性職員の割合。	21.7%	▶	30.0%以上 （令和7年度まで）

（２）活動指標

基本目標	指標名	令和２年度（2020年度）	▶	令和13年度（2031年度）
Ⅰ	人権セミナーにおけるジェンダー平等に関する講座の開催	年１回実施	▶	年１回実施
	性の多様性に関する教職員等への研修の実施	—	▶	年１回実施
	ジェンダー平等に関する情報の発信数（媒体数）	11媒体	▶	12媒体
	男性の育児・家事参加に関する事業の実施	年２回実施	▶	年３回実施
	男女共同参画地域リーダーの登録者数	53人	▶	100人
Ⅱ	DV防止に関する情報の発信数（媒体数）	11媒体	▶	12媒体
	DV防止地域サポーター養成講座の受講者数	89人	▶	190人
	包括的な支援体制の構築	—	▶	設置（令和８年度まで）
Ⅲ	乳児への安否確認の実施率	100%	▶	100%
	ファミリー・サポート・センター事業の協力会員数	276人	▶	300人
	健康づくり・介護予防リーダーの登録者数	237人	▶	350人
	女性減災リーダーの認定者数	165人	▶	290人
	多様性に配慮した避難所開設・運営マニュアルの策定率	—	▶	100%
Ⅳ	女性人材リストの登録者数	45人	▶	65人
	地域で活躍する女性の活動紹介（広報掲載）	年１回	▶	年１回
	審議会等における女性委員の登用状況の確認	年４回	▶	年４回
	埼玉県多様な働き方実践企業の認定事業者数	34社	▶	50社（令和８年度まで）
	女性キャリア研修の実施	年１回実施	▶	年１回実施
	男性職員の育児休暇等の取得率	—	▶	30.0%以上（令和７年度まで）

3 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現のためには、行政による取り組みだけではなく、市民、事業者、関係団体等、地域社会全体の理解と協力のもと、本計画を総合的、計画的に推進することが必要です。

男女共同参画の着実な推進に向け、次の体制により進めていきます。

（1）庁内の推進体制

①男女共同参画推進会議

吉川市男女共同参画推進会議設置要綱第１条の規定により、吉川市男女共同参画推進会議を設置し、基本計画及び男女共同参画に係る施策の連絡調整を行います。

②男女共同参画庁内連絡会議

吉川市男女共同参画庁内連絡会議設置要綱第１条の規定により、推進会議の下部組織として、吉川市男女共同参画庁内連絡会議を設置し、基本計画及び男女共同参画に係る施策の調査・研究を行います。

（2）市民参画による推進体制

①男女共同参画審議会

条例第24条の規定により、吉川市男女共同参画審議会を設置し、基本計画の策定等に関し、調査審議します。

②市民意識調査

男女共同参画に関する市民の意識や、生活実態を把握するため、「吉川市市民意識調査（毎年）」や「吉川市男女共同参画基礎調査（５年ごと）」を実施し、男女共同参画の取り組みに反映します。

③パブリックコメント

本計画の策定や改定時においては、市が作成する基本計画の原案について、市民の意見を広く聴取するため、吉川市市民参画条例第６条に規定するパブリックコメントを実施します。

④進捗状況報告書

本計画の実施状況等を明らかにするため、毎年度、進捗状況報告書を作成し公表します。

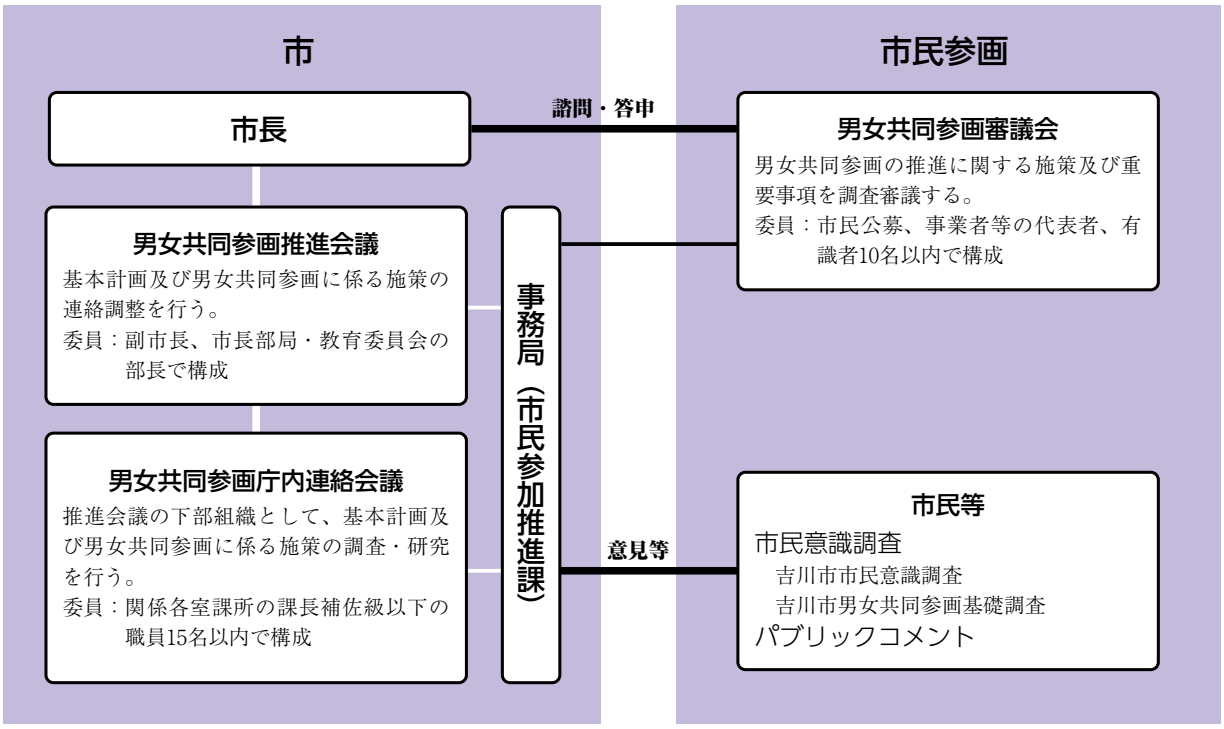

（３）市民交流センターおあしす

市民交流センターおあしすは、市民交流の推進や社会福祉の増進のみならず、男女共同参画社会の実現を目指す施設として位置付けられています。市民や関係団体等との連携のもと、男女共同参画を推進する拠点として、市民交流センターおあしすの活用を図ります。

■吉川市民交流センターおあしす条例（抜粋）

（設置）

第１条　市民交流を推進し、個性豊かな市民文化の創造、男女共同参画社会の実現及び社会福祉の増進に寄与するため、吉川市民交流センターおあしす（以下「おあしす」という。）を吉川市きよみ野一丁目１番地に設置する。

■吉川市男女共同参画推進条例（抜粋）

（男女共同参画推進施設）

第23条　市は、吉川市民交流センターおあしす（吉川市民交流センターおあしす条例（平成10年吉川市条例第30号）に基づき設置された施設をいう。）を活用し、男女共同参画社会の実現に向けた施策の実施、並びに市民及び事業者等による男女共同参画の取組の支援に努めるものとします。